

**令和6年度「森・里・川・海のつながりを踏まえた環境保全の推進」
森・里・川・海のつながり学習会・実践活動業務委託 企画提案募集要項（案）**

1 募集の趣旨

令和元年度から3年度に開催した「森は海の恋人」水の循環研究会（以下、「研究会」という。）では、陸域（森、里、川）から海域（駿河湾）への栄養物質等が、海の生態系の基礎を成す植物プランクトンの生産に寄与していることが明らかになった。

このことから、本県の海の生態系がもたらす恵みを後世に継承していくためには、森・里・川・海の保全が重要であり、これを県民にわかりやすく効果的に周知し、実践活動につなげる必要がある。

については、森・里・川・海のつながりを体感する実験等によるプログラムを考案し、これによる学習会及び保全活動などの実践活動（以下、「学習会等」という。）並びに、環境学習指導員を対象とした学習会見学を実施する。

2 委託業務内容

(1) 委託期間 契約日から令和7年3月21日(金)まで

(2) 業務の内容

ア 学習会等の企画に関すること

- ・大井川流域を会場とし、「森」「里(田畑等)」「川」「海」4つのフィールドで1回(計4回)、各フィールドが海の生態系に与える働きを体感できる実験プログラムを考案したうえで、これによる学習会等を企画する。
- ・対象は、小学校4年生から6年生の児童(保護者含む)、人数は20人/回程度とする。
- ・開催日時は委託期間内とする。
- ・内容は、研究会成果及び会場流域の特徴を踏まえた、森・里・川・海のつながりを体感できるものとし、次の項目を含め150分程度とする。
 - ①陸と海のつながりの解説
 - ・県作成のリーフレット等を使用し、陸と海のつながりについて解説する。
 - ②学習会(体感プログラム)
 - ・考案した実験等プログラムによる学習会を企画する。
 - ③実践活動(保全活動等)
 - ・学習会で学んだことを踏まえた環境保全等の実践活動を企画する。
- ・企画内容は、研究会成果と齟齬が生じないように、研究会委員等を構成員とするアドバイザー会議を設置して意見を求めるものとする。

イ アドバイザー会議の設置運営に関すること

- ・開催日時及び構成員(5名程度)の選定とその連絡調整
- ・会議の運営及び学習会等の企画内容の説明
- ・議事録の作成
- ・回数は2回程度とし、web開催を基本とする。

ウ 学習会等の開催運営に関すること

- ・開催日時、実施会場及び講師等の選定とその連絡調整
- ・教材など運営に必要な資材の確保準備
- ・参加者の募集及び連絡調整の実施
- ・当日の会場準備、進行及び安全管理
- ・アンケート調査の実施、報告書の作成
- ・開催に係る広報及び関係者に対する働きかけ

エ 環境学習指導員への学習会見学機会の提供

- ・環境学習指導員に学習会の趣旨を理解してもらい、自らの学習会で活用普及してもらうため、学習

会に指導員を募り、各回指導者を対象とした見学の機会を提供する。

オ 打合せ協議 2回程度

(3) 委託料上限額

4,870,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上限額を超えている者は、受託者として選定しない。

(4) 委託料対象経費

- ア 研修の企画・調整・運営・評価に必要な経費
- イ 業務担当者及び講師の旅費（宿泊が必要な場合は、宿泊費を含む。）
- ウ 講師、アドバイザーの謝金
- エ 業務担当者・講師・参加者の保険料
- オ 会場使用料、車両借上料
- カ 教材費
- キ 運営事務費
- ク その他、県が必要と認める経費

(5) 著作権等

- ア 本業務の実施による成果物の著作権等は、県に帰属するものとし、県において自由に扱うことができるものとする。
- イ 第三者が有する著作権等については、受託者において使用許可等の処理を済ませること。

3 応募の条件

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の事業拠点を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日までに、静岡県「一般業務委託に係る入札参加資格」における営業種目「イベント」または「調査」について競争入札参加資格がある者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 担当部局及び連絡先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

5 企画募集の内容に関する質問及び回答

質問に対する回答は、質問を受理した日から3日（休日は含まない）以内に質問者に対して、FAX又は電子メールにより行うほか、県HPで質問内容と回答を公開する。

(1) 質問方法

- ・ 持参、郵送、FAX又は電子メールいずれかの方法により、文書（様式1）にて行うこと
- ・ 文書には回答を受ける担当の所属、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを記載すること
- ・ FAX又は電子メールの場合は電話にて受領を確認すること

(2) 提出先：4 担当部局及び連絡先に同じ

(3) 受付期間：公告日（令和6年4月26日（金））から5月15日（水）17:00まで

6 企画提案までの手順

(1) 参加の意思表示

企画提案に参加するか否かについて、下記のとおり意思表示書を提出する。

ア 提出書類：参加表明書（様式2）

イ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）、FAX又は電子メール

※ FAX又は電子メールの場合は電話にて受領を確認すること

ウ 提出先：4 担当部局及び連絡先に同じ

エ 提出期限：令和6年5月21日（火）17:00まで

(2) 提案書の提出

上記（1）により、企画提案に参加の意思を表明したものについては、下記のとおり提案書を提出する。

ア 提出書類：

	提出物	内容	様式
1	企画提案書（表紙）	企画書を添付すること	3
2	企画書	(1) 提案企画概要書	4
		(2) 詳細企画書 (3) 全体スケジュール ※開催時期、会場、講師及びアドバイザーについては、 契約後に改めて協議して決定する。	任意
3	見積書	業務内容ごとに内訳がわかるよう積算内訳を記載する。	任意
4	会社(法人)概要	(1) 会社概要等 ・ 定款及び組織、沿革、事業等会社(法人)の概要 (2) 同種・類似受託業務の実績がわかる成果品（2部まで）	任意

イ 提出方法：1部を持参または郵送（書留郵便に限る）し、2（企画書）、3については電子データでも提出（メール送付可）すること。

ウ 提出先：4 担当部局及び連絡先に同じ

エ 提出期限：令和6年5月29日（水）17:00まで

(3) 書類審査（応募多数の場合）

ア 実施方法

原則として6社以上から企画提案書が提出された場合、書面審査を行い、プレゼンテーション参加者を選定する。

選定された者にはその旨およびプレゼンテーションの実施について、選定されなかった者にはその旨について、電子メールにより令和6年5月31日（金）までに通知する。

イ 非選定に関する事項

選定されなかった者は非選定通知の日の翌日から7日以内（土曜、日曜及び祝日を除く。）に書面（書式自由）により担当部局に対して非選定理由について説明を求めることができる。担当部局は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(4) プレゼンテーションの実施

上記（2）により、書類を提出した者のうち、（3）により選定された者については、下記のとおり審査委員会に出席し、企画内容のプレゼンテーションを実施する。

ア 実施日：令和6年6月4日（火）

イ 会場：静岡県庁内会議室

ウ 内容：企画内容のプレゼンテーション及び県審査委員によるヒアリング

所要時間は、プレゼンテーション15分程度、質疑応答5分程度

※詳細な時間、場所及び実施方法については、企画提案参加希望者に別途通知する。

7 審査委員会における評価項目

審査項目	評価基準
業務実施体制	・業務実施に必要な人員配置等、運営を円滑に行う体制となっているか。
内容	・提案内容は募集の趣旨を理解し、目的の達成に資する内容か。 ・提案内容の実現可能性は高いか。 ・地域資源を活かすなど企画にアイデアや工夫が見られるか。 ・参加者から見て魅力的な内容となっているか。 ・学習会等の内容は環境学習指導員等による活用が可能な内容になっているか。
実績	・同種・類似業務の開催実績は豊富であるか。
経費	・経費は業務内容に照らし、妥当な金額となっているか。

8 選定結果

選定結果については、すべての提案者に書面で通知する。（6月上旬を予定）

9 その他

(1) 企画提案への参加費用

必要書類を作成する費用及びプレゼンテーションへの参加費用は、参加者負担とする。

(2) 契約費用及び消費税

ア 業務委託契約に要する費用、公正証書の作成に要する費用は、受託者の負担とする。

イ 受託者に負担する経費のうち、消費税の課税対象となるものについて、課税分を加算の上、受託者が負担する。

ウ 選定された委託候補者事業者と業務の仕様について、協議を行いその内容を精査した上で随意契約による業務委託契約を締結する。なお、選定された企画の内容は、契約限度額の範囲内で修正をする場合があるものとする。

(3) 提出された提案に関する取り扱い

ア 選定作業のため、提案書は必要最小限の範囲で複写することがある。

イ 提出された企画提案書は返却しない。